報道資料

CHIBA

千 葉 県

Chiba Prefectural Government

令 和 ７ 年 ９ 月 ９ 日

企業局管理部総務企画課

０４３－２２３－４４０３

企業局職員の懲戒処分について

本日（令和７年９月９日）、職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いました。

※本事案は、令和７年５月３０日に発表した「職員の書類送致について」に係る処分です。

記

１　職員・処分内容

①　企業局　本局　　一般職員　男性（２７歳）　停職６月

②　企業局　出先機関　一般職員　男性（２８歳）　停職６月

③　企業局　出先機関　一般職員　男性（３５歳）　戒告

２　処分年月日

令和７年９月９日（火）

３　事実の概要

別紙のとおり

４　その他

管理職員等（５名）…厳重注意（監督責任）

お願い

・発表当日（９月９日）のお問い合わせについては、記載の電話番号（043-223-4403：南庁舎企業局連絡室）へお願いいたします。

・翌営業日（９月１０日）以降のお問い合わせは、総務企画課（043-211-8275）へお願いいたします。

別　紙

１．事実の概要

（１）事業者への情報漏えい及び供応接待

企業局職員２名（職員①・職員②）は、令和５年に執行された市川市内の配水管整備工事に係る一般競争入札に関し、その職務に反して、事業者Ａの従業員に対し設計金額を教示し、官製談合防止法違反及び刑法（公契約関係競売等妨害）違反により令和７年７月３日に罰金８０万円の略式命令を受けた。

また、事業者Ａの従業員から下記のとおり供応接待を受けたことが判明したが、これは千葉県企業局職員倫理規程に反するものである。

【供応接待の概要】

日時・場所	関係職員	概要
R5.12.1 市川市内	職員① 職員②	・職員と事業者との懇親目的で企画された。 ・飲食代金は事業者が負担した。

（２）利害関係者からの供応接待

（１）の調査の過程において、職員①、職員②に加えて職員③について上記事業者とは別の事業者Ｂ及びＣの従業員から下記のとおり供応接待を受けたことが判明したが、これは千葉県企業局職員倫理規程に反するものである。

なお、（１）以外に情報漏えいの事実はなかった。

【供応接待の概要】

日時・場所	関係職員	概要
R5.11.24 市川市内	職員① 職員②	・職員と事業者との懇親目的で企画された。 ・飲食代金は事業者が負担した。
R6.1.26 都内	職員① 職員② 職員③	・職員と事業者との懇親目的で企画された。 ・飲食代金は事業者が負担した。

２．処分内容

対象者	処分内容	違反行為
職員①	停職６月	・官製談合防止法違反及び刑法（公契約関係競売等妨害）違反 ・千葉県企業局職員倫理規程違反（利害関係者からの供応接待）
職員②	停職６月	・官製談合防止法違反及び刑法（公契約関係競売等妨害）違反 ・千葉県企業局職員倫理規程違反（利害関係者からの供応接待）
職員③	戒告	・千葉県企業局職員倫理規程違反（利害関係者からの供応接待）